

専門医・認定医認定制度に関する細則

(平成 20 年 10 月 13 日制定、平成 21 年 6 月 1 日改定、平成 21 年 8 月 1 日改定、平成 22 年 3 月 1 日改定、平成 23 年 3 月 1 日改定、平成 23 年 11 月 4 日改定、平成 24 年 5 月 28 日改定、平成 24 年 10 月 20 日改定、平成 25 年 10 月 9 日改定、平成 28 年 11 月 6 日改定、平成 30 年 1 月 21 日改定、平成 31 年 1 月 27 日改定、令和元年 10 月 27 日改定、令和 2 年 2 月 2 日改定、令和 3 年 4 月 13 日、令和 5 年 1 月 21 日、令和 5 年 5 月 11 日 19 日改定)

(目的)

第 1 条 本細則は、特定非営利活動法人日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款第 5 条第 6 号に基づき、専門医認定制度（以下、「本制度」という）に関する必要な事項を定める。

(専門医の申請ならびに専門医認定証の交付)

第 2 条 本法人は、緩和医療に関する十分な学識と経験を有する者を専門医として認定する。専門医の認定を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて満たすことを要する。

第 3 条 専門医の認定を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出し、本法人が施行する認定試験を受けなければならない。なお、既納の審査料と書類は、原則として返却しない。

第 4 条 専門医認定試験は、以下の通りとする。

- (1) 専門医認定試験は、年に 1 回施行する。
- (2) 専門医認定試験は、筆記試験および口頭試問とし、専門医として十分な知識と技術を有していることを問う問題に回答を求める。

第 5 条 専門医認定委員会（以下、「本委員会」という）において専門医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が専門医認定証を交付する。なお、専門医認定証の交付を受ける者は、認定料を納付しなければならない。合格通知書受領後 2 カ月以内に未納の場合は、取得資格を喪失する。

第 6 条 専門医は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。

(専門医の更新申請)

第 7 条 専門医の更新申請には、更新料（審査料を含む）を納付し、申請に必要な書類を提出する。提出書類は募集要項に定める。なお、既納の更新料と書類は、本学会参加証を除き、原則として返却しない。

第 8 条 更新猶予申請要項に定める理由により更新要件を満たせず、更新手続きを行えなかった場合は、1 年または 2 年の猶予期間を認め、更新手続きを行うことが出来る。その場合の専門医資格の有効期間は、5 年間に猶予期間を加えた期間とする。

第 9 条 理事長は、本委員会の推薦に基づき、理事会の議決を経て、認定証の交付を行う。

(専門医の資格の喪失)

第 10 条 専門医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して専門医としての資格を辞退したとき

- (2) 専門医の更新を受けなかったとき
- (3) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (4) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (5) 試験において不正行為が認められたとき

第 11 条 専門医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、専門医の認定を取り消すことができる。

(専門医資格失効後の再取得)

第 12 条 過去に専門医であった者で、更新要件を満たせず、あるいは更新を忘れたことで、資格を失効した者が専門医の再取得を希望する場合は、失効年または失効翌年の更新申請時期に理由書を添えて更新申請を行うことができる。更新要件を満たすことで、更新申請を行った次年度 4 月 1 日より専門医資格を回復することができる。失効翌年の更新申請時期までに更新申請できなかった場合には新規に申請し、審査・試験を要することとなる。

(認定研修施設の申請ならびにその指定)

第 13 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設は、募集要項の要件のいずれかに該当することを要する。

第 14 条 認定研修施設の認定を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第 15 条 本委員会において推薦された診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

第 16 条 認定研修施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない

第 17 条 本委員会は、理事長の許可を得て申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

(認定研修施設の更新)

第 18 条 更新の手続きを申請する認定研修施設は、更新要件のいずれかに該当することを要する。

第 19 条 認定研修施設の認定更新を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第 20 条 本委員会は、更新申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを認定研修施設として理事会に報告する。

第 21 条 本委員会において認定研修施設更新を認められた診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が認定研修施設認定証を交付する。

(認定研修施設の資格喪失)

第 22 条 認定研修施設は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その理由が発生した日に遡りその資

格を喪失する。

- (1) 認定研修施設の要件のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由を付して認定研修施設を辞退したとき
- (3) 常勤の専門医または研修指導者資格を有する認定医が不在になったとき
- (4) 認定研修施設の更新を受けないとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 23 条 認定研修施設として不相当と認められたものに対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、認定研修施設の認定を取り消すことができる。認定研修施設を辞退し、または認定を取り消された施設は、認定証を本法人に返納しなければならない。

(審査結果の疑義)

第 24 条 審査結果に関して生じた疑義については、原則として審査結果の通知後、2 カ月間受け付ける。

(認定医の申請ならびに認定医認定証の交付)

第 25 条 本法人は、専門医の要件は満たさないものの、緩和医療に関する十分な学識と経験を有し、専門的緩和ケアを実際に提供している者を認定医として認定する。認定医の資格を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて満たすことを要する。

第 26 条 認定医を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出し、本法人が施行する認定試験を受けなければならない。なお、既納の審査料と書類は、原則として返却しない。

第 27 条 認定医試験は以下の通りとする。

- (1) 認定医試験は、年に 1 回施行する。
- (2) 認定医試験は、筆記試験とし、認定医として十分な知識と技術を有していることを問う問題に回答を求める。

第 28 条 本委員会において認定医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が認定証を交付する。なお、認定医認定証の交付を受ける者は、認定料を納付しなければならない。合格通知書受領後 2 カ月以内に未納の場合は、取得資格を喪失する。

(認定医の更新申請)

第 29 条 認定医は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。認定医の更新審査は、5 年間の認定医としての臨床実績、本学会への参加および活動の実績、緩和ケアの進歩に基づく医学的知識全般を評価する更新試験からなる。

第 30 条 認定医の更新申請には、更新料(審査料を含む)を納付し、申請要項に定める書類を提出する。提出書類は申請要項に定める。なお、既納の更新料と書類は、本学会参加証を除き、原則として返却しない。

第 31 条 更新猶予申請要項に定める理由により更新要件を満たせず、更新手続きを行えなかった場合は、1 年または 2 年の猶予期間を認め、更新手続きを行うことが出来る。その場合の認定医資格の有効期間は、5 年間に猶予期間を加えた期間とする。

第 32 条 理事長は、本委員会の推薦に基づき、理事会の議決を経て、認定証の交付を行う。

(認定医の資格の喪失)

第 33 条 認定医は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき
- (2) 専門医としての資格を取得したとき
- (3) 認定医の更新を受けなかったとき
- (4) 本法人の会員としての資格を喪失したとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき
- (6) 試験において不正行為が認められたとき

第 34 条 認定医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、認定医の認定を取り消すことができる。

(認定医資格失効後の再取得)

第 35 条 過去に認定医であった者で、更新要件を満たせず、あるいは更新を忘れたことで、資格を失効した者が認定医の再取得を希望する場合は、失効年または失効翌年の更新申請時期に理由書を添えて更新申請を行うことができる。更新要件を満たすことで、更新申請を行った次年度 4 月 1 日より認定医資格を回復することができる。失効翌年の更新申請時期までに更新申請できなかった場合には新規に申請し、審査・試験を要することとなる。

(指導医の申請ならびに認定)

第 36 条 本法人は専門医養成のための研修指導を行うにふさわしい、緩和医療に関する十分な学識と経験を有する専門医を指導医として認定する。指導医の認定を申請する者は、募集要項の申請条件をすべて満たすことを要する。

第 37 条 指導医の認定を申請する者は、審査料を納付し、募集要項に定める書類を提出し、同一年度中に本法人が開催する指導医講習会を修了しなければならない。

第 38 条 指導医の認定を希望する者が申請時点で専門医でない場合、同一年度に専門医を申請する場合に限り指導医の申請が可能である。なお、専門医を取得できない場合は募集要項の申請条件を満たさないため、指導医の申請資格を喪失する。

第 39 条 本委員会において指導医として推薦された者に対し、理事会の議決を経て、理事長が指導医を認定する。指導医の認定期間は専門医の認定期間に準ずる。

(指導医の更新申請)

第 40 条 指導医資格は、専門医資格の更新により自動更新となる。

(指導医の資格の喪失)

第 41 条 指導医は次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その資格を喪失する。

- (1) 専門医としての資格を喪失したとき

(2) 本法人の会員としての資格を喪失したとき

(3) 申請書類に虚偽が認められたとき

第42条 指導医としてふさわしくない行為のあった者に対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、指導医の認定を取り消すことができる。

(基幹施設の申請ならびにその指定)

第43条 基幹施設の認定を申請する診療施設は、常勤する指導医1名以上が在籍し、基幹施設の募集要項に該当することを要する。

第44条 基幹施設の認定を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第45条 本委員会において推薦された基幹施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が基幹施設認定証を交付する。

第46条 基幹施設は、5年毎に更新の手続きをとらなければならない。

第47条 本委員会は、理事長の許可を得て基幹施設申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

(基幹施設の更新)

第48条 更新の手続きを申請する基幹施設は、更新要件のいずれかに該当することを要する。

第49条 基幹施設の認定更新を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第50条 本委員会は、更新申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを基幹施設として理事会に報告する。

第51条 本委員会において基幹施設更新を認められた診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が基幹施設認定証を交付する。

(基幹施設の資格喪失)

第52条 基幹施設は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その理由が発生した日に遡りその資格を喪失する。

(1) 基幹施設の要件のいずれにも該当しなくなったとき

(2) 正当な理由を付して基幹施設を辞退したとき

(3) 常勤の指導医が不在になったとき

(4) 基幹施設の更新を受けないとき

(5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 53 条 基幹施設として不適当と認められたものに対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、基幹施設の認定を取り消すことができる。基幹施設を辞退し、または認定を取り消された施設は、認定証を本法人に返納しなければならない。

(連携施設の申請ならびにその指定)

第 54 条 連携施設の認定を申請する診療施設は、常勤する指導医・専門医・認定医がいずれか 1 名以上在籍し、連携施設の募集要項に該当することを要する。

第 55 条 連携施設の認定を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第 56 条 本委員会において推薦された連携施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が連携施設認定証を交付する。

第 57 条 連携施設は、5 年毎に更新の手続きをとらなければならない。

第 58 条 本委員会は、理事長の許可を得て連携施設申請書提出施設に対して実地調査を要請することができる。

(連携施設の更新)

第 59 条 更新の手続きを申請する連携施設は、更新要件のいずれかに該当することを要する。

第 60 条 連携施設の認定更新を申請する診療施設の長は、募集要項に定める書類（所定の様式）を提出しなければならない。

第 61 条 本委員会は、更新申請書の審査を行い、本細則の規定を満たすものを連携施設として理事会に報告する。

第 62 条 本委員会において連携施設更新を認められた診療施設に対して、理事会の議決を経て、理事長が連携施設認定証を交付する。

(連携施設の資格喪失)

第 63 条 連携施設は、次の理由により本委員会及び理事会の議決を経て、その理由が発生した日に遡りその資格を喪失する。

- (1) 連携施設の要件のいずれにも該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由を付して連携施設を辞退したとき
- (3) 常勤の指導医・専門医・認定医が不在になったとき
- (4) 連携施設の更新を受けないとき
- (5) 申請書類に虚偽が認められたとき

第 64 条 連携施設として不適当と認められたものに対しては、本委員会及び理事会の議決を経て、連携施設の認定を取り消すことができる。連携施設を辞退し、または認定を取り消された施設は、認定証を本法人に返納しなければならない。

(細則の変更)

第 65 条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。